

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定 (山城南保健所) 1015	
○落札者の決定 (環境管理課) 〃	
○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の 同意の認定 (水産課) 1016	
○港湾施設の供用廃止 (港湾課) 〃	
○都市計画公園事業の認可 (山城南土木事務所) 〃	

公 告	ページ
○特定非営利活動促進法に基づく定款変更 認証の申請に係る関係書類の縦覧 (山城広域振興局) 1016	
○一般競争入札の実施 (環境管理課) 〃	
○土地改良区連合役員の就退任届 (南丹広域振興局) 1019	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局) 〃	
○道路の指定 (乙訓土木事務所) 1020	
○都市計画法に基づく工事完了 (建 築指導課、山城北土木事務所、山城南土木事務所) 〃	

告 示

京都府告示第595号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として次のとおり指定する。

平成24年10月12日

京都府知事 山 田 啓 二

- 形質変更時要届出区域として指定する区域
木津川市相楽高下4番8の一部
- 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

京都府告示第596号

落札者を次のとおり決定した。

平成24年10月12日

京都府知事 山 田 啓 二

- 業務の名称及び数量
 - 京都府環境放射線テレメータシステム構築業務一式
 - 京都府環境放射線監視システム構築業務一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 落札決定日
平成24年9月14日
- 落札者の名称及び所在地
 - 1の(1)の業務
三菱電機株式会社京滋支店
京都市下京区西洞院通塩小路東上東塩小路町608番地の9
 - 1の(2)の業務
日立アロカメディカル株式会社
三鷹市牟礼六丁目2番1号
- 落札金額
 - 1の(1)の業務
73,395,000円
 - 1の(2)の業務
20,790,000円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
平成24年8月3日

京都府告示第597号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年10月12日

京都府知事 山 田 啓 二

区 域	区 分
伊 根 町 区 域	大型定置漁業



京都府告示第598号

舞鶴港における港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設で、平成24年10月12日から供用を廃止するものの概要は、次のとおりである。

平成24年10月12日

舞鶴港港湾管理者 京都府

代表者 京都府知事 山 田 啓 二

供用を廃止する施設

種類	位置	名称	数量及び能力
移動式荷役機械	舞鶴市字喜多	喜多物揚場移動式起重機	数量 2基 能力 最大つかみ重量10トン



京都府告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、相楽都市計画公園事業を次のとおり認可した。

平成24年10月12日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 施行者の名称
木津川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
相楽都市計画公園事業
3・3・7号 第1号近隣公園
- 3 事業施行期間

平成24年10月12日から平成26年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 取用の部分
木津川市大字鹿背山小字東大池、鎌研及び清水谷地内
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、定款変更認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月12日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 定款変更認証申請を行った特定非営利活動法人の概要
 - (1) 名称
特定非営利活動法人山城権利擁護ネットワーク
 - (2) 代表者の氏名
小林 千草
 - (3) 主たる事務所の所在地
宇治市五ヶ庄平野12番地15
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障がい者等に対しその権利擁護のための支援を行い、権利実現のため成年後見制度の利用の促進を図るとともに、地域での権利擁護に対する広報活動を行うことにより社会福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。
- 2 申請年月日
平成24年9月21日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局企画総務部企画振興室及び京都府府民生活部府民力推進課
- 4 縦覧期間
平成24年9月25日から平成24年11月26日まで



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年10月12日

京都府知事 山 田 啓 二

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 業務の名称及び数量 環境放射線モニタリングステーション設置業務一式</p> <p>(2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり</p> <p>(3) 完了期限 平成24年11月30日（金）</p> <p>(4) 履行場所 仕様書のとおり</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課 大気担当（京都府庁第2号館2階） 電話番号（075）414-4709</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等</p> <p>ア 交付期間 平成24年10月15日（月）から平成24年10月18日（木）までの間</p> <p>イ 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 交付方法</p> <p>(ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。</p> <p>(イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手140円分を同封の上申し込むこと。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成24年10月15日（月）午前10時から</p> <p>イ 場所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁福利厚生棟第1会議室</p> <p>3 入札に参加できない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者</p> <p>4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請の時期および方法等（昭和40年京都府告示第75号）第2条の規定による格付けをされている者であって、入札のときに指名停止とされていないものであること。</p> <p>(2) 環境放射線モニタリングステーションとして使用する高断熱型アルミ製局舎又はこれと同種の製品の設置業務を行った実績を有すること。</p> <p>5 資格審査の申請手続</p>	<p>資格審査を受けようとする者は、別に定める申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の有無についての認定を受けなければならない。</p> <p>なお、確認申請書その他の提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 確認申請書の交付期間等</p> <p>ア 交付期間 平成24年10月15日（月）から平成24年10月18日（木）までの間</p> <p>イ 交付場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 交付方法</p> <p>(ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。</p> <p>(イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手140円分を同封の上申し込むこと。</p> <p>(2) 確認申請書の提出期間等</p> <p>ア 提出期間 (1)の(ア)に同じ。</p> <p>イ 提出場所 2の(1)に同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>(ア) 持参の場合 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。</p> <p>(イ) 郵送の場合 書留郵便で提出期間内に必着のこと。</p> <p>(3) 添付資料 確認申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び同法第12条第1項に規定する印鑑の証明書並びに定款、個人にあつてはその者の本籍地の市町村長が発行する身分証明書等</p> <p>イ 営業経歴書</p> <p>ウ 法人にあつては直近2年間の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては直近2年間の所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具及び備品等の明細書</p> <p>エ 4の(2)に該当する者であることを証する資料</p> <p>(4) 資料等の提出 確認申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。</p> <p>(5) その他 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>6 参加資格を有する者の名簿への登載</p>
--	---

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、環境放射線モニタリングステーション設置業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成25年3月31日までとする。

9 参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3に該当する者及び4に該当しない者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗

雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) (1)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年10月24日（水）午前10時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁福利厚生棟第1会議室

(2) 入札の方法

持参による。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

要する。ただし、規則第147条第2項に該当する場合は、入札保証金を免除する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、契約保証金を免除する。

15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。



上桂川用土地改良区連合の役員の就退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

平成24年10月12日

京都府知事 山 田 啓 二

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市保津町上火無28の25	吉 田 喜代志
〃 河原林町河原尻中垣内43	黒 田 幹 男

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市千歳町毘沙門奥条24	佐々木 勝 美

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
亀岡市保津町上大年67の1	大 西 正 美
〃 河原林町河原尻綾垣内52	澤 田 博 好

(2) 監事

住 所	氏 名
亀岡市河原林町河原尻中垣内6	井 上 盛 夫



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

平成24年10月12日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社長尾組
代表取締役 長尾 常男
京都市右京区太秦樋ノ内町1番地4
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（砂利）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
城陽市富野狼谷1の6ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
32.1ヘクタール
- 5 期間
平成25年1月28日から平成28年1月27日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	城陽市長池地内の一部（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗浄機を設置し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	〃	市道3001号線と市道2389号線との交差点及び市道3001号線と国道24号との交差点付近の交通量の増加を軽減するため、府道山城運動公園城陽線に分散し、運搬するよう誘導する。
粉じんの発生	〃	周辺人家との間に粉じん防止フェンス等を設置することにより、粉じんの飛散を防止する。

		粉じん発生のおそれのあるときは、場内及びダンプ専用道路の散水を行う。
濁水の発生	〃	場内排水を沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森林保全課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 城陽市市民経済環境部農政課
城陽市寺田東ノ口16番地、17番地
- (4) 株式会社長尾組城陽営業所
城陽市富野長谷山1の410

9 縦覧期間

平成24年10月12日(金)から平成24年11月12日(月)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
平成24年10月12日(金)から平成24年11月12日(月)まで
- (2) 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室
〔次の図〕は、省略し、その図面を8の場所において縦覧に供する。



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

平成24年10月12日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	指 定 日 指 年 月 日	所管土 木事務 所名	指定した道路の概要			
			位 置	延 長	幅 員	事業計画
4乙土建 第354号 の1	平 24. 10. 2	京都府 乙訓土 木事務 所	向日市寺 戸町正田 6の1の 一部ほか	m 438.9	m 最小 14.0 最大 17.0	京都都市 計画事業 向日市阪 急洛西口 駅東地区 土地区画 整理事業

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年10月12日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
綾部市延町南在家6の1、6の2
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
綾部市大島町岡ノ段35の4
大志万 達也
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
相楽郡精華町大字南稲八妻小字堂垣内24の1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市中山町51の1 グランドゥールいずみ203
奥田 敦士
- 3 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市同志社山手4丁目3の19から3の22まで、3の69から3の72まで
(関連区域)
京田辺市同志社山手4丁目3の56の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市中央区瓦町3丁目5の7
大阪ガス住宅設備株式会社
- 4 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
久世郡久御山町市田和気29・30・31合併の一部、32の2の一部
(関連区域)
府有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
久世郡久御山町市田和気32
片岡 教昭
- 5 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
木津川市州見台1丁目3の1、3の2、3の3、3の20
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市西区新町1丁目27番8号
株式会社ワン・ダイニング